

『介護予防小規模多機能型居宅介護』

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(河北町指定 第 0692300064 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（以下介護サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

< 目次 >

- 1 事業者
- 2 事業所の概要
- 3 利用対象者
- 4 事業実施地域及び営業時間
- 5 職員の配置状況
- 6 事業所が提供するサービス
- 7 サービス利用料金
- 8 利用料のお支払
- 9 苦情の受付
- 10 地域との連携・運営推進会議の設置・第三者評価の実施
- 11 協力医療機関、バックアップ施設
- 12 事故発生時の対応
- 13 非常火災時・非常災害時・感染症拡大時の対応
- 14 身体拘束等の適正化
- 15 高齢者虐待の禁止
- 16 サービス利用にあたっての留意事項

1 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人ロジェ
(2) 法人所在地 〒999 - 3511
山形県西村山郡河北町谷地字東 486 番地の 1
(3) 電話番号 0 2 3 7 - 8 5 - 0 8 5 1
(4) 代表者氏名 神保 康佑
(5) 設立年月日 平成 24 年 1 月 19 日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
平成 25 年 3 月 27 日指定 河北町 0692300064 号
- (2) 事業所の目的 介護予防小規模多機能型居宅介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある利用者に対し適正な事業を提供し、利用者がその有する能力に応じ住み慣れた居宅や地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ロジェおおやま
- (4) 事業所の所在地 山形県西村山郡河北町谷地字東 486 番地の 1
- (5) 電話番号 0 2 3 7 - 8 5 - 0 8 5 1
- (6) 管理者氏名 神保 康佑
- (7) 運営方針 利用者様一人ひとりの人格を尊重し、その心身の状況、希望及び置かれている環境等を踏まえ、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより「住み慣れた地域」「住み慣れた自宅」での生活ができる限り継続できるように支援し、たとえ要支援・要介護状態となっても、地域活動への参加・地域交流を積極的に図ることで「自分らしい暮らし」の実現を支援するものとします。
- (8) 開設年月日 平成 25 年 4 月 1 日
- (9) 登録定員 29 名（通いサービス定員 18 名、宿泊サービス定員 9 名）
令和 2 年 4 月 1 日より変更。
- (10) 居室等の概要 当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。一般住宅を利用したしつらえとなっているため、宿泊室について個室と個室以外の居室 2 種があります。

居室・設備の種類	備 考
宿泊室	個室、個室以外の居室（各エアコン完備）
居間・食堂	60.03 m ²
台所	11.18 m ²
浴室	一般浴室（シャワーチェア、浴槽台あり）
消防設備等	スプリンクラー消化設備、自動火災報知設備、火災通報装置、漏電火災警報器、非常用照明、誘導灯、消火器、防火区画内防火壁設備、防油堤、

	非常用電源設備（ガス発電機）
--	----------------

* 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に設置が義務付けられている施設、設備です。

3 利用対象者

- ① 河北町に住所を有する方
- ② 「要支援」と認定された方（また認定される見込みの方）

* なお、河北町外の市町村の方については各市町村との協議により利用できる場合があります。

4 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 河北町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日（年中無休）
通いサービス	5時から22時（基本時間）
訪問サービス	24時間対応
宿泊サービス	22時～5時（基本時間）

5 職員の配置状況

職員の職種	人数	職務内容
管理者	1名 常勤・兼務可	事業内容、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
計画作成担当者 (介護支援専門員)	1名以上 常勤・非常勤・兼務可	利用者・家族等から必要な情報を聞き取りし、在宅での生活を継続していくために必要な介護保険サービスや保険・医療・福祉サービス、地域資源等との連携・調整を行います。また介護サービス計画書を作成します。
看護職員	1名以上 常勤・非常勤	利用者の健康状態を把握し、健康管理への助言や必要な処置を行います。利用者の心身の状況等に応じた通い、泊まり、訪問サービスの提供を通じ、日常生活上必要な介助等を行います。
介護職員	13名以上 兼務含む	利用者の心身の状況等に応じた通い、泊まり、訪問サービスの提供を通じ、日常生活上必要な介助等を行います。

6 事業所が提供するサービス

以下のサービスの内容を具体的にどのような頻度、内容で実施するかについては、利用者と事業所との協議の上、介護サービス計画に定めます。

- (1) ケアマネジメント
 - ① 利用申し込みの受付
 - ② 生活・介護状態、課題の把握（アセスメント）

- ③ 介護保険サービスや保険・医療・福祉サービス、地域資源等との連携・調整
- ④ 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成と書面での説明と交付
- ⑤ サービス担当者会議の開催（計画内容についての確認や検討を行う会議）
- ⑥ 居宅サービス計画実施状況の把握（モニタリング）

* ④について当事業所では「ライフサポートプラン」という書式を使用しています。

* 各サービスは、④により作成したサービス計画を基に提供いたします。サービス計画を変更した場合には、その都度契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。ただし、利用日時の変更・計画書に記載されてある利用サービスの利用についてはその都度計画表・利用票の変更を行うことなく、サービスを提供することがあります。

（２）通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助や機能訓練を提供します。

- ① 日常生活上の援助 移動、排泄、衣類の着脱介助等の必要な介護を行います。
- ② 健康状態の確認 体温、脈拍、血圧等の健康チェックを行います。
- ③ 送 迎 必要に応じて、ご自宅と事業所との送迎を行います。
送迎可能時間は、８時３０分～１７時を基本時間とします。
家族での送迎も可能です。
- ④ 入 浴 希望、心身の状態に応じて入浴または清拭の介助を行います。
- ⑤ 食 事 昼食を提供し、利用者の状態に合わせた必要な介助を行います。
希望、心身の状況に合わせ調理等をともにを行います。
- ⑥ 余 暇 活 動 季節や利用者の状態に応じて、屋内外・外出先での活動を行います。活動内容はレクリエーション等に限らず、生活に密着した内容を中心とします。身体機能の低下を防ぐことを目的とした機能訓練も含まれます。

（３）宿泊サービス

利用者の状態、家族の事情に合わせて事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上必要な援助等を提供します。

（４）訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助を行います。

* 訪問サービス実施のため必要な備品等（水道、ガス、電気等）は無償で使用させていただきます。

* 訪問サービスの提供にあたり、次に該当する行為はいたしません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ③ 飲酒および利用者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙
- ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7 サービス利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険負担割合に応じて、利用料金の9～7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1～3割の金額となります。

【介護予防小規模多機能型居宅介護費（1か月あたり）】

要介護度	自己負担額（1割）	2割	3割
要支援1	3,450円	6,900円	10,350円
要支援2	6,972円	13,944円	20,916円

【短期利用居宅介護費（1日につき）】

要介護度	自己負担額（1割）	2割	3割
要支援1	424円	848円	1,269円
要支援2	531円	1,062円	1,593円

【各種加算】

利用者に該当するものが加わります。

加算の種類	自己負担額（1割）	2割	3割
初期加算	30円/日	60円/日	90円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750円/月	1,500円/日	2,250円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640円/月	1,280円/日	1,920円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350円/月	700円/月	1,050円/月
若年性認知症利用者受入加算	450円/月	900円/月	1,350円/月
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,200円/月	2,400円/月	3,600円/月
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800円/月	1,600円/月	2,400円/月
科学的介護推進体制加算（LIFE）	40円/月	128円/日	192円/日
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100円/月	200円/月	300円/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200円/月	400円/月	600円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	20円/回	40円/回	60円/回
認知症行動心理症状緊急対応加算	200円/日	400円/日	600円/日
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円/月	200円/月	300円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円/月	20円/月	30円/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村に届けられている場合に算定。「定額」＋「各加算」の合計額の14.9%相当の料金がかかります。		
中山間地域における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合算定。所定単位数に10%を乗じた単位数で計算。ロジェの場合は豪雪地帯及び特別豪雪地帯に該当。		

① 月毎の定額制です。利用者の体調不良や身体状況の変化等により介護計画に定めた期日よりも

利用が少なかった場合や、利用が多かった場合でも、日割りでの割引及び増額は致しません。

- ② 月の途中から登録した場合及び月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。
 - * 登録日・・・契約締結日ではなくサービスを開始した日
 - * 終了日・・・最終利用日ではなく契約を解除した日
- ③ 利用者が要介護認定を受けていない場合には、認定を受けた段階で請求させていただきます。そのため、前の利用料と合わせて複数月分の請求を合算して請求することがあります。
- ④ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。
- ⑤ サービス提供体制強化加算、総合マネジメント加算、介護職員等処遇改善加算は区分支給限度額管理の対象外となります。

(2) 介護保険給付対象とならないサービス

利用料金の全額が利用者の負担となります。

食事代	朝食400円 昼食600円 夕食550円 (1日 1,550円)
宿泊費	1泊 2,000円
おむつ代	事業所で提供した場合に実費を負担いただきます。
余暇活動等	余暇活動等で発生した料金、材料代等に応じ随時かかります
送迎費・交通費	通常の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費 1kmにつき30円
その他	その他理美容代や日常生活に必要な消耗品、洗濯代など各利用者様の利用状況により随時かかります

* 洗濯物に関しては、基本的にご家族様・関係者様にて対応をお願いいたします。

* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、上記金額を相当な額に変更することがあります。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

8 利用料金のお支払

(1) 請求方法 サービスの利用料金は、毎月1日を起算日とする1か月ごとに計算し、ご請求いたします。

(2) 支払期日 当該利用月の翌月の26日(土、日、祝日の場合はその翌日)

(3) 支払方法 口座引落を原則としますが、口座振込や現金払いも可能です。

* 口座引落の手続きについて、別紙「口座振込依頼書」を記入頂きます。また、実際に引落されるまで若干の時間を要するため初回を含めた数回は現金にて支払っていただく場合があります。

【銀行振込の場合】 * 以下の口座に振込をしてください。

きらやか銀行 谷地支店 普通口座 1017587

名義) 特定非営利活動法人 ロジェ 理事長 神保 康佑

9 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情や相談の受付は、以下の窓口で受付けます。

受付窓口（担当者）	柴崎 敏明 ・ 神保 康佑
受付時間・電話番号	月曜日から日曜日 8：30 ～ 17：15 （基本時間） 0237-85-0851

(2) 行政機関その他苦情受付機関

河北町役場 健康福祉課 高齢者福祉係	0237-71-1801
山形県国民健康保険団体連合会	023-623-0997

10 地域との連携・運営推進会議の設置・第三者評価の実施

地域密着型サービス事業所として、地域との関わりを大切に、関係機関・地域住民の皆さまと連携しながらサービスを提供します。

具体的には、運営推進会議を定期的に開催し、利用状況やサービス内容、課題等を報告するとともに、ご意見等をいただき、事業所運営に活かします。（第三者からの評価）

また、河北町役場、地域包括支援センター、他居宅介護支援事業所、医療機関、民生委員・区長等と情報共有を行い、必要に応じてケース会議等を通じて連携を図ります。

構成	利用者の代表、利用者の家族の代表、地域住民の代表、河北町役場健康福祉課職員、地域包括支援センター職員、民生委員 等
開催	概ね2カ月に1回

11 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備え、以下の医療機関と連携体制を整備しています。

県立河北病院	山形県西村山郡河北町谷地字月山堂111 0237-73-3131
かほく紅花クリニック	山形県西村山郡河北町谷地中央5丁目9番15号 0237-85-0350
介護老人保健施設 紅寿の里	山形県西村山郡河北町大字溝延本丸8番1号 0237-73-5850

12 事故発生時の対応

- ① サービスの提供により、利用者に事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村、関係する機関等に速やかに連絡をします。
- ② サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。当事業所は損害賠償責任保険に加入しております。

13 非常火災時・非常災害時・感染症拡大時の対応

非常火災時・非常災害時・感染症拡大時には、それぞれ別途定める消防計画、業務継続計画（BCP）、

感染症の予防及びまん延防止のための指針にそって対応します。また、避難訓練（年2回）、各研修、訓練を適切に行います。

14 身体拘束等の適正化

当事業所では、利用者の尊厳を守り、安全で安心な生活を支えるため、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」）を行いません。

ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限って、以下の要件をすべて満たすときに、必要最小限の範囲で実施することがあります。

1. **切迫性**：利用者本人または他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
2. **非代替性**：身体拘束等以外に代替する介護方法がないこと
3. **一時性**：身体拘束等が一時的なものであること

身体拘束等を実施する場合は、本人・家族等への説明と同意（緊急時は事後説明）を行い、実施の理由、方法、時間帯、期間、経過観察、検討内容等を記録し、継続の必要性を定期的に検討して早期解除に努めます。

また、身体拘束等の適正化に向け、指針の整備、職員研修の実施、委員会の運用を行い、身体拘束予防、再発防止とサービスの質の向上に取り組みます。

15 高齢者虐待の禁止

当事業所は、利用者の人権を尊重し、いかなる虐待も許さない立場から、高齢者虐待の防止に努めます。虐待には、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待等が含まれます。

虐待の防止のため、当事業所では、虐待防止のための指針の整備、職員研修の実施、委員会の運用を行い、虐待の早期発見・対応のための相談・報告体制の整備を行います。

なお、虐待が疑われる事案を把握した場合は、利用者の安全確保を最優先に、法令等に基づき必要な対応（関係機関への通報等）を行い、必要に応じて、河北町役場、地域包括支援センター、関係機関と連携し適切に対応します。

16 サービス利用にあたっての留意事項

以下の行為が見られた場合、ご利用をお断り、終了させて頂く場合がございます。

- ① 他の利用者等に対する宗教活動、政治活動等は行わないでください。
- ② 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反して破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ③ 事業所職員に対して暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為は行わないでください。
- ④ パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどいかなるハラスメント行為も行わないでください。
- ⑤ サービス利用中に他利用者、職員の写真や動画撮影、録音等を無断または不同意で行い、SNS等に掲載することは行わないでください。

- ⑥ 施設内、敷地内は原則禁煙です。喫煙はご遠慮ください。
- ⑦ その他、他の利用者の迷惑になる行為、サービス利用にあたり不適切と思われる言動、行為は行わないでください。

以上、事業所の利用にあたり、利用者に対して本書面にに基づき重要事項を説明しました。本書を2通作成し、利用者及び事業者が署名または記名押印の上1通ずつ保有します。

事業者	事業所名	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 ロジェおおやま 河北町指定第 0692300064 号
	住 所	山形県西村山郡河北町谷地字東486番地の1 TEL : 0237-85-0851
	事業者名	特定非営利活動法人（NPO法人）ロジェ 理事長 神保 康佑 ㊞
	説 明 者	柴崎 敏明 ㊞

本書面に基づいて事業所から重要事項についての説明を受け、同意しました。

同意日	令和 年 月 日	
利用者	住 所	
	氏 名	㊞
代理人 家族代表者	住 所	
	氏 名	㊞
	本人との続柄	

署名の場合印鑑は不要です